

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（案）について、令和8年2月26日（木）から同年3月13日（金）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	今回の診療報酬改定において、医療観察法病棟においても公認心理師による心理支援サービスが対象者にきちんと届くように整えられたものと思われ、大変意義深いものと考えます。 チーム医療の一員として公認心理師が今後もより活用されることを願います。	本改正案に賛成の御意見として承ります。
2	医療観察法病棟入院料については、入院料改定と入院医学管理料の合計で、現行よりも診療報酬が増えることは大変有り難いが、職員配置の基準の改定は医療観察法の質の向上や退院促進という観点からは危惧いたします。	今後の施策の参考とさせていただきます。

	現行の看護師の配置基準はそのままに、コメディカルスタッフの基準を強化して（現行 5 対 1+1 を 4 対 1+1 もしくは 3 対 1）、質の向上と退院促進に資するような入院料を設定すべきではないでしょうか。今回新設される 2 種類の入院料のほかに、現行の基準よりも手厚い配置をして好成績を出している（出そうとしている）病棟のための 3 番目の入院料の新設を希望いたします。	
3	（５）医療観察精神科専門療法について、令和 8 年度の健康保険の診療報酬の改定を踏まえ、施設基準を次のとおりとする。 ○重点的な支援を要する通院対象者に対して、指定通院医療機関の医師の指示の下、保健師、看護師又は精神保健福祉士が、当該通院対象者が地域生活を継続するための面接及び関係機関との連絡調整を行った際の加算を算定する場合、十分な体制が整備されていること。 上記について、地域生活を継続するための面接は作業療法士も入れて頂きたい。作業療法士は通院対象者が望む地域生活を継続するために実際に居所に行って支援をするだけでなく、面接においてどのようなことに支援が必要かを聞き取ることによって、その情報を元により居所や生活スタイルに応じた支援を提供できるようになり、シームレスな支援が可能となると考える。そのため、作業療法士も加算の算定基準に入れて頂くようにご再考願いたい。	健康保険の診療報酬の改定を踏まえ改定するものです。今後の施策の参考とさせていただきます。